

第6章 自然育成

第1節 摘 要

1. 本章は、公園緑地工事における自然育成施設工、自然育成植栽工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は第3編2－9構造物撤去工の規定による。
3. 仮設工は、第3編2－10仮設工の規定による。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準類

受託者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。

日本公園緑地協会	造園施工管理 技術編	(令和3年5月)
日本公園緑地協会	造園施工管理 法規編	(令和3年5月)
国土交通省	緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項 (都市緑地法運用指針 参考資料)	(平成23年10月)
環境省	自然公園等施設技術指針	(令和4年3月)
農林水産省	水田生態系の保全に視点をおいた整備技術の解説書	(平成23年3月)
農林水産省	水田生態系の保全技術ガイドブック	(平成18年3月)

第3節 自然育成施設工

6－3－1 一般事項

1. 本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、解説板工、自然育成施設修繕工、作業土工、自然育成型護岸基礎工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、動植物の生育・生息空間を創出・復元するために行う自然育成工法の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。
3. 受注者は、自然育成の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

6-3-2 材 料

1. 受注者は、自然育成工で使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によるものとする。
ただし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、現地で材料を採取する場合については、材料について監督員の**確認**を受けなければならない。

6-3-3 自然育成盛土工

1. 受注者は、自然育成盛土工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、自然育成盛土の施工について、締固めは、必要最小限にとどめ、目標とする生物の生育環境を理解して仕上げなければならない。

6-3-4 自然水路工

1. 受注者は、自然水路工については、自然に存在する水路の状態を再現するために行う趣旨を踏まえて、施工しなければならない。
2. 受注者は、水路の防水を自然環境に近づけるために行うたたき粘土の施工については、漏れがないよう緊密に叩いて仕上げなければならない。
3. ごろた石積及び崩れ積の施工については、1-8-8石積工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
4. 受注者は、砂、礫敷の施工については、自然型水路床の洗掘防止機能と、生物の生育環境に配慮して施工しなければならない。

6-3-5 水 田 工

1. 受注者は、たたき粘土の施工については、6-2-4自然水路工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、水田土壌盛土の施工については、6-2-3自然育成盛土の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、流入口及び排出口の施工については、**設計図書**によらなければならない。
4. 受注者は、角落し及び角落し受枠の施工については、**設計図書**によらなければならない。

6-3-6 ガレ山工

受注者は、ガレ（自然石、コンクリート塊、管）を用いて動物や昆虫の生息空間を創出するガレ山の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

6-3-7 粗朶山工

受注者は、粗朶を用いて動物や昆虫の生息空間を創出する粗朶山の施工については、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

6-3-8 カントリーヘッジ工

受注者は、木の太枝を編んだ垣根につる性植物をからませて、動物や昆虫の生育空間を創出するカントリーヘッジの施工については、つる性植物が絡めるよう堅固に組立てるとともに、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

6-3-9 石積土堰堤工

1. 受注者は、土堰堤を石積で行い、動物や昆虫の生育の場を創出する石積土堰堤の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。
2. 石積の施工については、1-8-8 石積工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

6-3-10 しがらみ柵工

受注者は、竹や木の枝を組んで法面の保護を行うしがらみ柵の施工については、生物の生息環境に配慮し、法面が保全できるように堅固に仕上げなければならない。

6-3-11 自然育成型護岸工

1. 受注者は、護岸を自然環境に近い状態に整備する自然育成型護岸工の施工については、工法及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。
2. 自然育成型護岸工の施工については、第3編2-3-26 多自然型護岸工の規定による。
3. 階段ブロック積及び魚巢ブロック積の施工については、第3編2-5-3 コンクリートブロック工の規定による。
4. 種子散布、公園筋芝、公園市松芝の施工については、第3編2-14-2 植生工の規定による。
5. 覆土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。
6. かご工の施工については、第3編2-14-7 かご工の規定による。

6-3-12 保護柵工

保護柵工の施工については、3-11-8 柵工の規定による。

6-3-13 解説板工

1. 解説板の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、解説板工の施工については、地盤高からの高さ、水平性に留意し、ねじれのないように十分注意しなければならない。

6-3-14 自然育成施設修繕工

自然育成施設修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

6-3-15 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。

6-3-16 自然育成型護岸基礎工

1. 現場打基礎、プレキャスト基礎の施工については、第3編2-4-3基礎工（護岸）の規定による。
2. 一本土台、片梯土台、梯子土台、止杭一本土台の施工については、第3編2-4-2土台基礎工の規定による。

6-3-17 沈床工

沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。

6-3-18 捨石工

1. 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。
2. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

6-3-19 かご工

1. じゃかご及びふとんかごの施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。
2. 植生かごマットで使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によらなければならない。
3. 植生かごマットの施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。

6-3-20 元付工

元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

第4節 自然育成植栽工

6-4-1 一般事項

1. 本節は、自然育成植栽工として、湿地育成工、水生植物植栽工、林地育成工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、自然環境の創出・復元を目的とした自然育成植栽工の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。

6-4-2 材 料

1. 受注者は、使用する材料については、**設計図書**によるものとする。また、現場搬入後は、水を切らさないようにし、材料を重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。
2. 受注者は、使用する材料については、みだりに天然ものを採取せず、採取する場合は、法律で規制された区域で採取を行ってはならない。また、採取場所については、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
3. 水生植物の材料は、下記の事項に適合したもの、または同等以上の品質を有するものとする。
 - (1) 水生植物の材料の形状は**設計図書**によるものとし、傷、腐れ、病害虫のないもので、生育良好なものとする。
 - (2) 茎葉及び根系が充実したものであって、着花類については花及びつぼみの良好なものとする。

6-4-3 湿地移設工

受注者は、湿地移設工の施工については、**設計図書**によるものとし、時期、工法については、施工前に十分調査のうえ、施工計画書を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

6-4-4 水生植物植栽工

受注者は、水生植物植栽工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

6-4-5 林地育成工

1. 林地育成工は、主に既存樹林地における樹木及び周辺樹木について施工するものである。
2. 受注者は、林地育成工の高木伐採及び伐根の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。
3. 高木伐採、抜根、掘取り穴埋戻しの施工については、1-10-4 樹木伐採・抜根工の規定による。

4. 竹類伐採、竹林伐採、竹林地下茎駆除、竹地下茎除去の施工については、**設計図書**によるものとし、それ以外は以下の各号の規定による。これにより難しい場合は、監督員と**協議**しなければならない。
- (1) 竹伐採は、竹(枯竹を含む)の伐採作業、枝はらい及び切り揃え作業を含むものとする。
- (2) 竹を切る位置は必ず節止めとしなければならない。
- (3) 薬剤を使用して竹林地下茎駆除を行う場合は、薬剤の種類、使用量は**設計図書**によらなければならない。
5. 受注者は、除伐の施工については、**設計図書**によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。
6. 受注者は、既存樹木の生育障害や景観上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切取らなければならない。
7. 受注者は、倒木処理の施工については、倒木等について、必要に応じて樹幹から枝条を切り払った後、適当な長さに玉切りし、建設発生木材として処分しなければならない。
- また、搬出する場合には、1-10-4 樹木伐採・抜根工の規定による。
8. 受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。
9. 受注者は、株立整理の施工については、一株あたり数本の丈夫な新枝を残し、株の整理をしなければならない。
10. 受注者は、下刈りの施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- 絶滅危惧に指定されている、あるいは、それに準ずるような希少種を認めた場合には、下刈りを行わずに速やかに監督員へ**報告**しなければならない。
11. 受注者は、落葉かき及び林床整理の施工については、**設計図書**によらなければならない。
12. 基本剪定の施工については、3-4-3 高中木整姿工の規定による。
13. 整姿剪定の施工については、3-4-3 高中木整姿工の規定による。
14. 枝降ろしの施工については、1-10-5 工事支障木対策工の規定による。

第5節 公園施設等撤去・移設工

6-5-1 公園施設撤去工

公園施設撤去工については、1-10-2 公園施設撤去工の規定による。

6-5-2 移設工

移植工の施工については、1-10-3 移設工の規定による。

6-5-3 樹木伐採・伐根工

樹木伐採・伐根工の施工については、1-10-4 **樹木伐採・伐根工**の規定による。

6－5－4 工事支障木対策工

工事支障木対策工の施工については、1－10－5 工事支障木対策工の規定による。

6－5－5 発生材再利用工

発生材再利用工の施工については、1－10－6 発生材再利用工の規定による。